平成２６年（フ）第６５号
富山県南砺市城端1454番地２
破産者　戸田内装こと　戸田　将也
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第７６号
長野市篠ノ井御幣川1072番地２　サトウハイツ203
破産者　立花　延幸
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６１０号
愛知県春日井市藤山台４丁目１番地２　417号棟204号室
破産者　小堀　正人
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８６８号
名古屋市名東区牧の里１丁目906番地　シティ・ライフ牧の里207号、従前の住所名古屋市名東区代万町３丁目11番地　アーバンラフレ虹ヶ丘中６号棟210号
破産者　日浦玉吉こと　鄭　　玉吉
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９４７号
愛知県清須市上条１丁目１番地12　ピア21・205、従前の住所愛知県清須市鍋片３丁目100番地　県営鍋片住宅２棟405
破産者　ライブドラフトこと　小川　晃一
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９５３号
愛知県北名古屋市六ツ師松葉28番地１　パークサイドジョイ303
破産者　大形　友美
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９５６号
名古屋市東区東桜１丁目６番17号　アーバン栄1003号
破産者　小久保勇希
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１号
京都府福知山市字岡ノ57番地
破産者　土佐　義徳
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第９８５号
大阪府高石市西取石３丁目18番28号
破産者　池本　　進
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２１８号
大阪府藤井寺市林３丁目３番17号、前住所大阪府藤井寺市古室１丁目３番11号
破産者　佐々木　雄
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３９２号
堺市南区鴨谷台３丁２番６―206号、旧住所堺市南区鴨谷台３丁２番19―406号
破産者　三浦　栄次
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３２０号
神戸市須磨区竜が台５丁目18番地　２号棟808号
破産者　星本鍾察こと　李　　鍾察
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５７号
兵庫県宝塚市桜ガ丘15番18―205号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市栄町３丁目９番30―701号
破産者　鈴木　拓二
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１６３号
兵庫県伊丹市昆陽池２丁目80番地　ウインディア102号
破産者　植村　紀昭
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１６９号
兵庫県尼崎市常松１丁目26番４号、前住所兵庫県伊丹市北野２丁目113番地５　クラウンハイム伊丹410号
破産者　伊藤　賢誠
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２号
愛媛県松山市星岡１丁目24番26号
破産者　福見　吉剛
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５４号
愛媛県松山市北斎院町903番地の４
破産者　黒田　朱実
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９２号
福岡県久留米市上津町2192番地２　パールマンション上津408号
破産者　秋山　和之
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第３１５号
北九州市八幡西区本城４丁目３番11号
破産者　山田　栄治
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部